



保険・年金

国民健康保険

問 住民課 住民保険室 ☎26-2249

国民健康保険(国保)とは、皆さんが国民健康保険税(国保税)を出し合い、病気やケガをしたときに、安心して医療が受けられるように自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。

※下記の届け出には、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)と世帯主および被保険者の個人番号(マイナンバー)のわかるものをお持ちください。

届出が必要な場合

次のようなことがあった場合には、14日以内に届け出をする必要があります。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入する 場合	転入したとき	前住所地の転出証明書、前期高齢者医療負担区分証明書(70~74歳の人)
	職場の健康保険をやめたとき [被扶養者からはずれたとき]	資格喪失証明書(健康保険を喪失した日付の分かるもの) [被扶養者でなくなったことの証明書]
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	外国籍の人が国保にはいるとき (※3カ月以上の在留資格必要)	前住所地の転出証明書、在留カード、特別永住者証明書、パスポート
やめる場合	他の市区町村に転出するとき	健康保険証
	職場の健康保険に加入したとき (被扶養者になったとき)	国保の健康保険証
	死亡したとき	健康保険証
	生活保護を受けたとき	健康保険証、生活保護開始決定通知書
	外国籍の人が国保をやめるとき	健康保険証、在留カード、特別永住者証明書、パスポート
その他	健康保険証をなくしたとき	本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、保険税の領収書など)
	修学のため町外に住所を定めるとき	在学証明書(修学者用「マル学」保険証を交付します)





高額療養費

病気やけがで医療機関にかかり、1カ月の医療費が高額になった場合、国保に申請すると、一定の基準に基づき高額療養費が支給されます。ただし、保険がきかない差額ベッド料や食事代などは、支給の対象外です。

申請に必要なもの

①健康保険証、②領収書、③世帯主の金融機関の口座番号、④個人番号(マイナンバー)

※高額療養費支給該当世帯には、診療月から2~3カ月後に、はがきを送付しますので、上記のものを持って高額療養費の申請手続きをしてください。なお、一部負担金を支払った日から2年を経過すると時効となり、支給されませんのでご注意ください。

限度額適用認定証

70歳未満の人および70歳以上の人の低所得Ⅰ・Ⅱ世帯の人は、申請により限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示することにより支払う自己負担額が自己負担限度額までとなり、それを超える額については支払う必要がなくなります(申請した月の初日から対象となります)。なお、限度額適用認定証は、被保険者の年齢や課税状況などにより、事前に申請し交付を受ける必要がありますので、事前に住民保険室にご相談ください。

葬祭費

国保に加入している人が亡くなったとき、葬祭を行った人に5万円が支給されます。

申請に必要なもの

①口座が確認できるもの、②必要に応じて葬祭費の領収証・会葬礼状(葬祭を行った人が分かるもの)

出産育児一時金

国保に加入している人が出産したとき、出産育児一時金が世帯主に支給されます。なお、以前加入していた健康保険から同種の一時的金が支給される場合は、国保からは支給されません。申請期間は、出産をした日の翌日から2年間です。

原則として病院などの窓口で申請し、町国保から直接病院などに支払う仕組み(直接支払制度)になっています。直接支払制度をご利用にならない人や差額が発生する場合は役場の窓口で申請が必要です。詳しくは住民保険室へお問い合わせください。

申請に必要なもの

①健康保険証、②預金通帳など口座が確認できるもの

支給額

40.4万円(産科医療補償制度加入機関は、42万円)

人間ドック補助金の一部助成

国民健康保険に加入している人の健康管理と疾病予防を推進し、病気の早期発見・早期治療のため、人間ドック(一泊ドック・日帰りドック)・脳ドック(基本検診項目の受診が必要)受診費用の一部を助成します。なお、同じ年度で町の特定健診(集団・個別)を受けた場合は、人間ドック助成の対象となりませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

①国民健康保険人間ドック補助金交付申請書兼実績報告書(質問票含む)、②人間ドックの領収書、③健診結果報告書、④被保険者証(健康保険証)、⑤口座が確認できるもの

助成額

上限20,000円

医療費などの助成・補助

福祉医療制度(重度心身障害者など)

- ・医療費の自己負担分(保険適用分)を助成します。(対象)
 - ・身体障害者手帳1・2・3級(3級は入院時のみ該当)
 - ・障害基礎年金1級
 - ・療育手帳A判定
 - ・特別児童扶養手当1級
 - ・自立支援医療の精神通院医療認定者(精神通院のみ)
- ※令和5年8月から所得制限あり

後期高齢者医療

☎ 住民課 住民保険室 ☎ 26-2249

後期高齢者医療制度は、県内のすべての市町村で構成される「群馬県後期高齢者医療広域連合」が運営主体(保険者)となり、広域連合と市町村が連携して事務を行っています。

[広域連合の事務窓口]⇒被保険者証などの交付、療養の給付、保険料の決定など

[市町村の事務窓口]⇒各種申請・届出などの窓口業務、保険料の徴収

後期高齢者医療の被保険者

対象となる人	対象となる日
75歳以上の人	75歳の誕生日当日
一定の障害のある65~74歳の人で、申請により広域連合の認定を受けた人	広域連合の認定を受けた日

各種手続き

※下記の届け出には、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)と個人番号(マイナンバー)のわかるものもお持ちください。

こんなとき	届出に必要なもの
65～74歳で一定の障害がある人が加入しようとするとき	健康保険証、年金証書・身体障害者手帳などの書類
県外に転出するとき	健康保険証
県外から転入してきたとき	負担区分証明書、認定証明書(該当する人のみ必要)
同じ県内で住所が変わったとき	健康保険証
生活保護を受け始めたとき	健康保険証
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人確認書類、使えなくなった保険証
死亡したとき	死亡した人の保険証、口座が確認できるもの
コルセットなどの補装具を作ったとき	健康保険証、医師の意見書、領収書、明細書、口座が確認できるもの
やむを得ず保険証を持たずに医療機関にかかったとき	健康保険証、診療報酬明細書、領収書、口座が確認できるもの

◇群馬県後期高齢者医療広域連合

前橋市大渡町一丁目10番地7(群馬県公社総合ビル6階)
☎027-256-7171(代表)

国民年金

☎ 住民課 住民保険室 ☎26-2249

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの全ての人が加入し、高齢期になると、加入期間や納付月数に応じて、老齢年金を受け取れます。これに加え、会社員や公務員などは厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして、老齢厚生年金も受け取るようになります。

国民年金の種別

年金加入者は、3つの種別に分けられています。

第1号被保険者	自営業や農林漁業、学生など
第2号被保険者	会社員や公務員など
第3号被保険者	専業主婦(夫)など (第2号被保険者に扶養されている配偶者)

種別変更の届出

就職や退職などにより、年金の種別が変わるときは、手続きが必要になります。必要な書類を確認し、忘れずに手続きをしてください。

こんなとき	届出窓口
厚生年金保険に加入するとき	勤務先
退職し、厚生年金保険の加入者でなくなったとき	住民保険室または 渋川年金事務所
厚生年金保険に加入している配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先
厚生年金保険に加入している配偶者の扶養からはずれたとき(厚生年金保険に加入している配偶者が退職したときなど)	住民保険室または 渋川年金事務所

給付の種類

老齢基礎年金

受給資格期間を満たすと、請求により65歳から支給されます。なお、60歳を過ぎていれば、希望により65歳前に年金を請求することは出来ますが、一定の割合で減額となります。厚生年金に加入したことがある人は老齢厚生年金も支給されます。

障害基礎年金

国民年金加入中に初診日がある病気やケガが原因で障害が残ったとき、一定の要件を満たした人に対して支給されます。請求は20歳から65歳未満(または、老齢基礎年金受給前まで)の間にしなければなりません。厚生年金加入中に初診日がある場合は、障害厚生年金を請求します。

遺族基礎年金

国民年金保険料納付期間が25年以上ある人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた18歳未満の子がいる配偶者、または子に支給されます。厚生年金加入者が死亡したときは、生計同一の遺族が遺族厚生年金を受けられる場合があります。

寡婦年金

老齢基礎年金を受けられるはずの夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けことなく亡くなったとき、夫に生計を支えられていた妻(婚姻期間10年以上)が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族に支給されます。ただし、その人の死亡により遺族が遺族基礎年金を受けられる場合には死亡一時金は支給されません。

◇日本年金機構渋川年金事務所

渋川市石原143-7 ☎0279-22-1614

介護保険

☎ 介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247

介護保険制度は、介護保険料を納付し、介護が必要になった場合に、費用の一部を支払うことで介護サービスを受けることができる社会保険制度です。介護サービスを利用する場合は、「要介護(要支援)認定」を受けするための申請手続きが必要です。

被保険者

- ◇第1号被保険者 65歳以上の人
- ◇第2号被保険者 40歳～64歳で医療保険に加入している人

介護サービスを利用できる人

- ◇第1号被保険者 介護や支援が必要になり、町の要介護(要支援)認定を受けた人
- ◇第2号被保険者 老化が原因とされる病気(特定疾病)が原因で介護や支援が必要になり、町の要介護(要支援)認定を受けた人



介護サービスを利用するための手続き

①申請	◎必要なもの 申請書、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証(第2号被保険者の人)
②訪問調査および主治医意見書	◎訪問調査 町職員が自宅などを訪問し、心身の状態や日常生活の状況などを聞き取り調査します。 ◎主治医意見書 町からの依頼に基づき、主治医が意見書を作成します。
③要介護認定および結果通知	訪問調査や主治医意見書などをもとに、学識経験者で構成される介護認定審査会で審査、判定が行われます。その結果により町が要介護(要支援)の認定を行い、認定結果の通知と被保険者証が送付されます。
④ケアプラン作成の依頼	居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、介護保険施設などに所属する介護支援専門員(ケアマネジャー)に、ケアプラン(介護サービス計画)の作成を依頼します。
⑤ケアプランの作成	ケアマネジャーが中心となり、本人や家族、サービス事業者の担当者が話し合い、本人に合ったサービスの種類や利用回数など具体的な内容のケアプランを作成します。
⑥サービスの利用	サービス事業者と契約し、ケアプランに沿って介護サービスを利用します。

介護保険で受けられる介護サービス

要介護(要支援)認定が要介護1~5と認定された人は、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、要支援1・2と認定された人は、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスが利用できます。

居宅サービス	介護予防サービス
<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 福祉用具貸与 特定福祉用具購入 居宅介護住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防支援 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具購入 介護予防住宅改修
施設サービス	
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設 介護医療院
地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
<ul style="list-style-type: none"> 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

※町内に事業者がないサービスも記載しています。

地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

要支援1・2と認定された人や、生活機能が低下して将来的に介護や支援が必要となる恐れのある高齢者に対して介護予防・生活支援サービス事業を提供します。また、一般介護予防事業として、介護予防に関する啓蒙活動や介護予防ボランティアの育成を行います。

介護予防・生活支援サービス事業	
要支援1・2 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービス(介護予防訪問介護が移行) 通所型サービス(介護予防通所介護が移行)
一般介護予防事業	
65歳以上のすべての高齢者およびその支援のための活動に関わる人	介護予防教室など

包括的支援事業

地域包括支援センターを設置、運営するとともに社会保障(①在宅医療・介護連携の推進②認知症施策の推進③生活支援サービスの体制整備)の充実を図り、高齢者が地域で安心して生活を継続できる環境整備を行います。

任意事業

町の判断により独自の事業を実施する事業で、成年後見制度の利用支援などを行います。

